

令和6年度（2024年度） 第4回 吹田市子ども・子育て支援審議会会議録（要旨）

開催日	令和6年9月25日（水）	開催時刻	午後6時30分～午後8時30分
場 所	メイシアター 3階 レセプションホール		
出席者	埋橋委員、夏目委員、上野委員、澤田委員、孫田委員、福本委員、寺廣委員、藤井委員、水木委員、水田委員、山根委員、西川委員、武内委員 【臨時委員】赤尾委員、尾崎委員		
事務局	<p>【児童部】</p> <p>北澤部長</p> <p>子育て政策室： 今井室長、伊藤参事、辻本主幹、井上主幹、澤田係員、今井係員</p> <p>子育て給付課： 曾我課長、山田課長代理</p> <p>家庭児童相談室： 中谷参事、西村主幹、中井主幹、河合主査</p> <p>保育幼稚園室： 湊崎室長、川部参事、長井参事、古川参事、萩原参事、須之内主幹、木戸主幹、清家主幹、堀主幹</p> <p>のびのび子育てプラザ： 古田所長</p> <p>こども発達支援センター： 脇谷参事</p> <p>すこやか親子室： 安宅室長、伊勢田参事</p> <p>【地域教育部】</p> <p>堀次長</p> <p>青少年室： 大川室長、小川参事、前田主幹、宮本主幹</p> <p>放課後子ども育成室： 木村参事、中村参事</p>		
傍聴者	4人		
案 件	<p>(1) 吹田市こども計画（骨子案）について</p> <p>(2) 第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画令和5年度施策・事業実施報告について</p> <p>(3) 「ヤングケアラー支援ガイドライン（案）について」</p> <p>(4) 保育所等保育料の改定について</p> <p>(5) その他</p>		
事務局	<p>ただいまから、令和6年度第4回子ども・子育て支援審議会を開催します。 [会議成立及び傍聴者の確認・入室、資料の確認を行った。]</p> <p>会長</p> <p>それでは議事に入ります。審議案件（1）「吹田市こども計画（骨子案）について」の説明をお願いします。</p> <p>事務局 （説明）</p> <p>会長</p> <p>説明が終わりました。質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。</p>		

#### A委員

資料1-3の提供区域について、どのように提供区域が分けられているのか、詳しく御説明をお願いします。

資料1-2の小中学校でのアンケート実施について、私には小学生の子供が2人おりまして、先日学校よりお便りをいただいたのですが、具体的にこういった形式でアンケートを実施するのですか。実施の有無や、時期等については各学校で取り扱いが異なるということですが、実施しない学校と実施する学校の判断基準や、実施時期の違いについてこういった基準で決められるのか気になりました。

会長

2点ありましたが、初めに資料1-3の質問についての御説明をお願いします。

事務局

資料2の別冊2ページ目以降に、教育・保育提供区域の設定についてお示しさせていただいています。吹田市内を一区域と考えて事業を設置していくのか、6ブロックに分け、その配置を考えていくのかということと考えさせていただいた数です。国による設定の指定は特になく、本市の実態と照らし合わせながら設定区域数を検討させていただいております。

事務局

資料1-2のアンケート実施については、子供の意見聴取の機会をどのように確保していくかということで、対面で実施するのか、アンケートやパブリックコメントを実施するのかということを検討してきました、今回、試行的に各学校に御協力をいただき、アンケートを実施させていただいております。

実施方法につきましては、校長会などで御相談させていただきながら、今回、教育委員会の方で使用しているシステム使用させていただきました。

実施にあたっては、小学校4年生から中学校3年生までは、極力、回答への御協力を、また、小学校1年生から3年生についてはできる場合は実施していただく形をお願いしているところでございます。

今回のアンケートは任意であり、予定されている学校行事との兼合いもありますので、実施の可否、実施時期や実施形態は各学校の御事情に合わせて対応していただくこととしました。

こども基本法が施行され、第11条の規定に基づき子供の意見聴取について、御理解いただくようお願いしておりますので、実施いただけると考えております。

#### B委員

実施期間が9月10日からということで、すでに始まっているということです。

私にはアンケート対象である子供がいますので、学校を通じて9月17日付でお手紙をいただきました。保護者にお手紙が渡ったときにはすでに実施された可能性のある学校があるということが心配になりました。

もう一つ、保護者としてアンケートの内容がこういったものか、全く分からないことに不安を感じる方もいらっしゃるのではないかと思います。

#### C委員

アンケートを実施しない学校があるかもしれないということですが、子どもの権利条約というものがありますので、私はアンケートを実施しない理由はないと思いますので、全ての学校で実施していただけるよう働きかけていただきたいと思います。

2か月も期間があるのであれば、是非全学年、全生徒や児童から回答をしていただきたいと思います。アンケートの内容について、我々に対して何か御提示していただけるのでしょうか。

事務局

アンケートについては、各学校長、教頭が集まる場にて、実施の趣旨を御説明させていただきました。内容は、アンケート結果と集計結果を公表させていただこうと考えております。

#### D委員

青少年指導員など地域の方々との連携はあったのか教えていただきたいです。

事務局

今回のアンケートにつきましては、学校内での実施ということで青少年指導員会などとの連携は実施しておりません。しかし、子供達への呼びかけなど御協力をいただくことで、より広い意見聴取につながるものとして、今後の参考にさせていただきます。

D委員

そういった意味でも連携は大事だと思います。

E委員

このアンケートは、意見聴取の一環として実施されるものだと思います。

国のガイドラインを見ると、こども計画の策定にあたって必要な意見聴取をしてくださいということですが、今回の学齢期の子供に対するアンケートは一つだけなのでしょうか。

また、意見聴取について、アンケートの目的を自治体でよく練るよう記載されていると思うのですが、今回のアンケートは何に反映させるためのアンケートなのか説明していただきたいと思います。

こども計画全体を拝見していると、困難を抱える子供たちに対する施策に、市は力を入れようとしているように拝見できたのですが、それであれば、声が聞かれにくい子供・若者をターゲットとして、フィードバックができるようなアンケートを実施すべきだと思います。

事務局

小・中学生対象のアンケート、高校生以上のアンケートをそれぞれ実施させていただいております。

子供の意見を、こども計画にどのように反映していくのかにつきましては、どういう居場所がほしいのかなど、策定にあたっての参考にさせていただきたいと思っております。

また、子供達がどのようにすれば意見が言いやすいかとの質問に対する回答を分析し、今後、子供の意見聴取の仕組みづくりの参考にしたいと考えています。

市内の小・中学生が端末を使用してどこからでも回答できるようにしており、その中で困難を抱える子供への意見聴取も一定実施しているとの認識でございます。

E委員

今回のアンケートは、子供たちがどうすれば自分たちの意見を反映しやすいのかを尋ねるようなアンケート内容であるという理解でよろしいですか。

事務局

施策1の意見表明にかかる部分について、アンケート結果を、反映していくことを考えています。

学校や家以外でほっとできる場所があるのか、どういう居場所が欲しいのかというところもアンケートとして聞いていますので、関連の施策6の参考にしていきたいと考えております。

施策7のサポートが必要な子供の意見について、拾い上げることが難しいからこそ、意見聴取をしていかないといけないと認識しています。必要に応じて支援に入っている方々と協議をしながら、意見を聞けるタイミングがあるか探していきたいと思います。

E委員

まずはどうやって声をすくい上げるか、その仕組みづくりの第一段としてアンケートを実施するという理解でいいですか。

事務局

そのとおりです。まずはスタートに立たないといけないと考えております。

F委員

個人が特定されるものではありませんと記載されていますが、例えば居場所づくりの観点から、北にはあるが、南にはない、というような分析は必要だと思います。

事務局

アンケートの実施にあたり、今回使用しているシステムにより学校ごと、区域ごとで分析ができますので、御指摘いただいた点を参考に考えてまいります。

G委員

小学1年生から6年生までが、アンケートに答えるわけですが、1年生から6年生が共通して分かるような質問内容なのか、回答様式が、「はい」「いいえ」などの二者択一なのか、複数選択肢があり、幾つ選んでもいいというような回答方式なのか、記述式なのか、そういった点を御説明いただきたいです。

## 事務局

小学1年生から6年生まで回答いただける内容かどうかについては、校長会や教頭先生などに確認をいただいております、この内容であれば1年生から6年生まで対応できるということで、今回、実施させていただいているものです。

大人が一般的に回答するような表記の仕方ではなく、かなをふり、子供に分かりやすい言葉を使用しております。

回答については、おっしゃっていただいたような、はい、いいえと選ぶタイプと、当てはまるもの全て選んでいただくタイプ、自由筆記が混在している組み合わせになっております。

設問自体は5分から10分で回答できるということで、学校の先生に検証していただきました。

## A委員

今回、おそらく、さくら連絡網などで配信されているかと思っています。

年に2回から3回、保護者を通じた子供へのアンケートが実施されているのですが、小学1年生や6年生であっても親が介入しないとアンケートの回答が難しいと個人的には思うのですが、今回のアンケートを通じて、保護者が介入しなくても子供の意見を吸い取れるような方法をお考えいただけるとありがたいと思います。

子供のアンケートに協力する保護者ばかりではないと思うので、御検討いただいて意見を吸い上げにくい子供からも意見をとれるよう、施策として考えていただきたいです。

## H委員

児童館の館長から話を聞いておりますと、子供たちが児童館で様々な意見を述べている、小学校で先生方に言えないことも厚生員や館長になら言いやすいということもありますので、児童会館や児童センターでもアンケートを実施していただくなど、子供たちが意見を言いやすい場所を設けていただきたいと思います。

次年度から中学生も児童会館や児童センターを使用できるようになることもありますので、中学生の意見聴取についても実施することは良いのではないかと思います。

## I委員

児童会館や児童センターや太陽の広場等、放課後の子供たちの正直な意見が出てくると思います。

アンケート結果が出た際には、地域の様々な方と連携していくことも検討していただきたいと思います。

## J委員

まず1点、外国にルーツのある子供達への視点はどうなっているのでしょうか。

総合計画との整合性を考えなくてはいけないので、多文化共生の視点を入れていただきたいと思います。外国人労働者等が増え、子供を帯同しているというケースがあります。

吹田市内にも外国の方たちが増えています。そういった外国にルーツのある子供達についてもこども計画の中に入れていただきたいと思います。

2点目は、障がいのある子供達です。

障がいのある子供達についても、こども計画で触れていただきたいと思います。

また、人権という観点から、性的少数者の方、大人に限らず、LGBTQの子供達についても考えていただきたいです。

こども計画全体を見ていると、標準家庭が前提になっていると思います。お父さん、お母さんがいて、そこに子供が1人2人いる、そういったものを前提にされているのではないかと思います。いわゆる標準家庭を前提とした形ではなく、家庭の姿が多様化しつつある現在に対応ができる計画とする必要があると思います。

ライフステージについては、これは生涯発達という観点から出てくる言葉ですが、最近ではライフステージと同時に、ライフコース、人生航路という概念が出てきています。より人々の発達の多様性というものに対応した形がライフコースです。

このライフステージとライフコースの二つの概念からのアプローチにより子供の育ちを考えることになるのではないのでしょうか。

最後に、「子供」の表記の統一性についてお伺いしたいと思います。

事務局

子供の表記は、本市の公用文の規定上、文章の中で用いるときは漢字となっており、固有名称に関わるものについては、表記どおりの記載という取扱いをしております。御意見を踏まえて、もう一度点検させていただきたいと思います。

また、こども計画の体系において、様々な視点について御意見をいただいたとっておりますので、御意見を踏まえ、再度、検討させていただきます。

E委員

こども計画に条約や法律で明言されている多様性の尊重について明言されておらず、その辺も意識していただきたいです。

吹田市では多文化共生推進指針を策定されていて、文化スポーツ推進室の担当だと思っておりますが、この計画を作る際の庁内の体制構築という点において、関係の部署とは連携していただき、こども計画を策定する際のアンケート時に、分かりやすい日本語を活用して、学力や国籍を問わず、アンケートに答えられる機会があれば良いと思います。

事務局

外国にルーツを持つ子供達について明記されていないことについて、この部分は必要であると認識しておりますので、次回、素案をお出しさせていただきます。

E委員

施策7の「課題を有する」という表記については、こども大綱に合わせる「困難を抱える」との表記が良いと思います。

事務局

庁内で意見集約をしている中でも御指摘の表現について、例えば、ひとり親家庭で支援を必要としない方もいらっしゃるかもしれませんが、御指摘のとおり、庁内でも同様の意見があり、例えば、ひとり親家庭に一律に課題があるのではなく、その中でも困っておられる方への支援という意味での記載を検討しているところでございます。

D委員

資料を拝見していると、地域との関わりについて記載が少ないように思います。様々な形で地域との関わりが出てきて良いのではと思います。

学童保育に関する児童の数字は拾っていますが、太陽の広場や児童款や児童センターなど、放課後の子供達の居場所の数字も拾った上で、検討していただいた方が良いのではないかと思います。

NPOやチャイルドラインすいたなど、民間とも連携を取りながら、出てきた意見を反映していただければ、もっと違うものができるのではないかと思います。

E委員

資料1の11ページ施策7「発達に特性のある子供」という表現が、適切なのか、心理士や障がいに関して知見のある方の意見も聞いていただきたいです。

会長

事務局は本日の意見を踏まえて、引き続き計画の検討をお願いします。

市では当然と思われる用語が、私たちには分からないことがあるように感じます。もう少し丁寧な表記をお願いします。

K委員

資料1-3における量の見込みと供給体制は、作成中とあり、まだ分かりませんが、前期の実績を拝見したところ、量の見込みと提供量について記載はありました。しかし、箇所数や園がいくつできたのかについての記載がありませんでしたので、後日、教えていただきたいです。

前回に引続き量の見込みと合わせる形で、施設数の整備を行うような形になっているのではないかと懸念がございます。と言いますのが、保育の現場では人材不足が懸念事項になっており、人材さえいればお子さんを預かれるということもございます。そういった状況下でハード面ばかりを重視しているのではないかと思います。

保育人材を確保するための新しい提案を、行政の方にはお願いしたいです。

土地の活用についても問題になっておりますので、そちらの意見も教えていただきたいと思っております。

会長

臨時委員の2人につきましては、ここまでの参画になります。お疲れさまでした。

次に、報告案件（1）「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画令和5年度施策・事業実施報告について」の説明をお願いします。

事務局

（説明）

会長

資料2別冊の42ページに一時預かり事業（幼稚園型）の事業について、幼稚園5か所、認定こども園11か所と記載があり、事業内容の書き方として不適切ではないでしょうか。幼稚園と認定こども園は同じではないので書き方が不適切だと思います。

一番下に公立分のみと記載がありますが、これは公立分のみデータしか取れなかったのか、データはあるが出していないのか、読んだだけでは吹田市における幼稚園型の一時預かり事業の実態は分からないと思います。

次に、報告案件（2）「ヤングケアラー支援ガイドライン（案）について」の説明をお願いします。

事務局

（説明）

会長

説明が終わりました。質問、意見等がありましたら、お願いします。

E委員

吹田市のヤングケアラーの定義について、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の定義に、こども家庭庁支援局長通知の解説として加えられている、2ページのアの2段落目の部分を加えて、作った定義だということは分かるのですが、少し意味というか文章のかかる部分が変わってしまっている気がします。

2ページ、2（1）のアの2段落目、こども家庭庁支援局長通知によると、「こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合」とあり、これを吹田市の定義に入れ込んだときに、身体的、精神的負担が重い状態になっているという部分が、子供にかかっていない文章が変わってしまっている気がします。

国の定義に解説を加えるという形の方が、分かりやすく意味が変わることもないと思います。

また、用語の使い方として、お世話という言葉が吹田市は使用していますが、お世話は自分が誰かの面倒見ることという意味で、家事などは含まれてないと解釈される可能性もあると思います。ガイドラインを読み込むと、お世話の中に家事等も含まれると記載はありますが、お世話と記載することで、自分はヤングケアラーではないと判断してしまう子供が出てしまうと思います。

L委員

大丈夫と言われるだけでは支えにならないと思います。子供に代わって、誰がどう支援するのかというところまで含めて改善していただきたいと思います。

会長

では次に、報告案件（3）「保育所等保育料の改定について」の説明をお願いします。

事務局

（説明）

会長

説明が終わりました。質問、意見等がありましたら、お願いします。

F委員

今回、保育料問題懇談会が開かれなかった理由を教えてください。

もう一つは、保育料歳入は減ると思うのですが、具体的にどのくらいの減収を想定されているのか教えてください。

事務局

減収については、年間2,500万円程度と試算しております。

保育料問題懇談会につきましては附属機関という位置付けではなく、幅広く市民の方から御意見を受ける懇談会として設置していたもので、現在、廃止しておりますので、当審議会で報告させていただき、御意見をいただければと考えております。

F委員

保育料を値上げする際は、保育料問題懇談会を開かれるという認識でよろしいでしょうか。

事務局

使用料や手数料、自己負担金に関しては、市の方針に沿って見直しを進め、市の中で意思決定をした後、必要な条例改正等については議会に諮ってまいります。

保育料に関しては、これまで、保育料問題懇談会等にて幅広く意見をお伺いしてきた経過がございますので、当審議会で報告案件として、御意見をお聞きするという形とさせていただきます。

今後に関しては、意見をお聞きする場も含めて検討させていただきたいと思っております。

G委員

保育料について、利用者負担額は8万7,200円となっておりますが、改定案によると7万8,000円になるということでしょうか。

本日、低年齢児を幼稚園で預かる一時預かり事業幼稚園型Ⅱの説明が吹田市からあり、年内に判断しなければならないと迫られているところです。この事業の利用料の上限は保育所保育料の上限、つまり今年度であれば8万7,200円であるとの説明を受けましたが、令和7年度の保育所保育料の上限額が7万8,000円になるのであれば、令和7年度の幼稚園型Ⅱの利用料の上限もあわせて変わるのでしょうか。

事務局

この案のとおりになった場合、幼稚園型Ⅱの利用料の上限額は7万8,000円になります。

G委員

各園で金額を試算する必要があるのですが、下がるであれば早めに私立幼稚園に吹田市私立幼稚園連合会長を通して申し入れをするべきだと思います。

M委員

値下げは素晴らしいことだと思いますので、もっと告知していくべきだと思います。

会長

他にございませんでしょうか。

他に質問や意見がありませんので、審議案件、報告案件（1）から（3）は終了させていただきます。

次に、報告案件（4）「その他について」L委員から資料が提出されていますので、説明をお願いします。

L委員

（説明）

会長

説明が終わりました。質問、意見等がありましたら、お願いします。

質問、意見等がありませんので、最後に事務局からお願いいたします。

事務局

（次回の日程調整）

会長

それでは本日の審議会は、これで終了します。